

令和6年10月15日
北九州市政策局

報道機関各位

国家戦略特区・新たな規制改革の提案を行います
〈 **宇宙との通信に関する実験試験局の免許取得に係る規制改革** 〉

北九州市は、10月16日（水）に開催される国家戦略特別区域会議において、新たな規制改革の提案を行いますので、お知らせします。

1 区域会議開催概要

- (1) 日時 令和6年10月16日（水）17時～18時
(2) 場所 北九州市役所本庁5階 特別応接室 ※オンライン会議（非公開）
（北九州市小倉北区城内1番1号）

※ 取材要領について ⇒ 別紙1「国家戦略特別区域会議 取材要領」参照

2 北九州市提出案件

新たな規制改革の提案：1件 ※詳細は別紙2のとおり

宇宙との920MHz帯通信に関する実験試験局の免許取得に係る規制改革

◆概要

衛星との通信を行うためには、電波法に基づき、衛星に向けて電波を発信する地上局の免許が必要ですが、免許取得までに非常に時間を要し、超小型衛星の開発サイクルを迅速に回すことができないという問題が生じています。

このため、地上では免許が不要である特定小電力無線局(920MHz帯)に該当する電波を使用して、宇宙に電波を発信する場合には、事前届出を行うことで、地上局に係る実験試験局の免許申請を不要とする規制改革案を提案します。

この規制改革により、超小型衛星の開発を迅速化し、宇宙産業への参入障壁を下げ、あらゆる主体が多彩に宇宙を利用できる社会を実現したいと考えています。

【問い合わせ先】

政策局 政策課

担当:丸内(課長)、山口(係長)

電話:093-582-2302

国家戦略特別区域会議 取材要領

10月16日（水）に開催される国家戦略特別区域会議の取材について、下記の通りといたしますので、ご確認ください。

記

- 1 日 時 : 令和6年10月16日（水）17時00分～18時00分
- 2 場 所 : 北九州市役所本庁5階 プレゼンルーム ※オンライン会議
（北九州市小倉北区城内1番1号）
- 3 出席者 : 大庭 千賀子 北九州市長代理（出席時間17時00分～17時25分）
東京都知事
福岡市長
仙北市長
愛知県知事
加賀市長 ほか ※ 地方公共団体出席者はオンライン参加
- 4 議 題
（1）認定申請を行う区域計画（案）について
（2）新たな規制改革の提案について
- 5 取 材 : 会議は非公開。ただし、会議冒頭、挨拶時のみカメラ撮り可（3分程度）。
（16時55分までに会議室前に集合、17時00分メド頭撮り）
また、会議終了後、事務方による取材対応を行います。

| |
|--|
| 【お問い合わせ先】 政策局 政策部 政策課 担当：〔課長〕丸内、〔係長〕山口 電話：093-582-2302 |
|--|

別紙 2

第39回

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議 北九州市提出資料

令和6年10月16日

Kitakyushu
Action!

動かせ、未来。北九州市

超小型衛星の開発サイクルを迅速化し「宇宙の裾野」拡大を実現

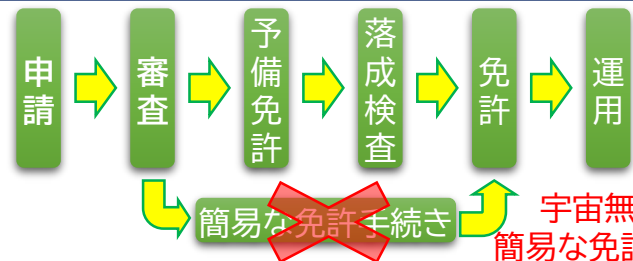
現状の課題

- 衛星通信を行う人工衛星局又は地球局(実験試験局を含む。)を利用するためには、電波法に基づき、免許を受け、無線局を開設する必要がある。
- 宇宙無線通信を行う実験試験局にあっては、適合表示無線設備のみを使用するものであっても利用環境や国際的な影響等を踏まえ、落成検査において実際の通信状況を確認する必要があることなどから、**簡易な免許手続によることはできない。**
- 過去には、**申請から予備免許取得まで1年7か月**を要し、**超小型衛星の運用終了までに免許取得に至らなかった**ケースがある。



大学や企業が超小型衛星やユースケースの開発に重要な**開発・運用・検証・改善のサイクル**を迅速に回すことができない。

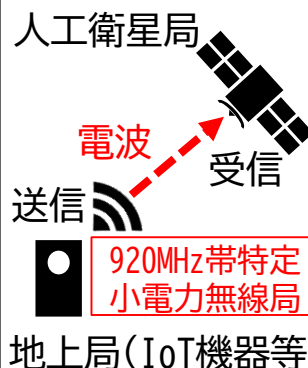
無線局開局手続きの流れ



宇宙無線通信では簡易な免許手続きも不可

規制改革提案

地上では無線局免許が不要である電波法施行規則第6条第4項第2号(1)(四)に規定するテレメータ用、テレコントロール用又はデータ伝送用の**特定小電力無線局(920MHz帯)**に該当する電波を使用して、地上から人工衛星に開設された無線局に対して通信を行う際は、**事前届出を行うことで地上局に係る実験試験局の免許申請を不要**とする。



【宇宙無線通信の課題】
地上で免許不要の特定小電力無線局に該当する電波を発信する地上局でも実験試験局の免許が必要

【規制改革提案】
事前届出により、特定小電力無線局に該当する電波を発信する地上局の実験試験局の免許申請を不要に

➔ 超小型衛星を用いた新たな宇宙利用の実証・実現